

## 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う授業料免除について

本学の大学院の研究科または学部<sup>（注）</sup>に在学する者（聴講生、研究生等として在学する者を除く）のうち、新型コロナウイルス感染拡大の直接的・間接的な影響のため、世帯の収入が減少することにより、本学の授業料免除基準に該当することとなった場合は、追加にて授業料免除の申請を受け付けることにいたしましたので、お知らせします。

申請資格、家計急変事由、家計基準、学力基準に基づき選考します。

### （１）家計急変による申請資格・基準

学資負担者の属する世帯収入について、以下の両方の基準を満たすこと。

- ・ 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を対象として実施した公的支援の受給証明書の提出、または、家計急変事由発生後の所得が昨年度の所得と比較し2分の1以下となっていることを示す書類の提出のいずれかを行うこと。ただし、公的支援の受給証明書を提出する者は、現状の収入状況が分かる書類の提出も必要となります。
- ・ 本学の行う通常の授業料免除申請基準を満たすこと。

### （２）家計急変申請書類

申請書類は、申請区分（一般・独立生計者・私費留学生）により異なります。

家計急変にて申請する場合は、「前期のみ」の申請となります。

授業料免除申請要領も併せて熟読の上、書類を準備・提出してください。

様式は（５）ホームページからダウンロードの上、使用してください。

### （３）提出期限：2020年6月15日（月）16時必着【期限厳守】

### （４）申請・提出方法

所属学部・研究科および学年により、提出先が異なります。

新型コロナウイルスに対する本学警戒レベルに鑑み、郵送提出を基本といたします。

郵送の場合は、必ず、簡易書留にて送付してください。

郵送する際には、封筒表に「令和2年度前期分家計急変授業料免除申請書類在中」と朱書きすること

- ◆学部3年生以上 および 大学院生 の書類提出先および問合せ先  
各所属学部・研究科の窓口（詳細は、（５）ホームページ参照）
- ◆学部1・2年生 の書類提出先および問合せ先  
学生支援課（詳細は、（５）ホームページ参照）

### （５）ホームページ

名古屋大学トップページ > 教育／キャンパスライフ > 各種免除制度・奨学支援  
> 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う授業料免除